

家畜伝染病予防法第40条又は第45条の検査は係留して行い、同法施行規則第50条により、動物の種類ごとに係留期間が定められている。係留期間は検査の結果により延長される場合がある。また、輸出の場合は相手国側の条件により定められた期間係留される。

家畜伝染病予防法第46条第1項の規定に基づき、動物を検査した結果、家畜伝染病又は届出伝染病の病原体により汚染している、又は汚染しているおそれがあると認められた場合、動物検疫所長は家畜防疫官に処置を行わせることができる（検査に基づく処置）。令和5年に輸出入係留期間中に検査に基づく処置を行ったものは以下のとおりである。

区分	輸出入の別	動物種	摘発疾病名	用途	仕出地域	総計	転 帰					隔離・係留延長の措置	検疫場所
							死亡	殺処分 <sup>※1</sup>	返送	再検査後陰性 <sup>※2</sup>	回復 <sup>※3</sup>		
家畜伝染病	入	めん羊	ヨーネ病	展示用	ニュージーランド	1		1				1	動物検疫課
届出伝染病	入	めん羊	伝染性膿疱性皮膚炎	展示用	ニュージーランド	7					7	7	天浪
	入	蜜蜂	ノゼマ症	養蜂用	オーストラリア	2		2					羽田空港
	入	蜜蜂	ノゼマ症	養蜂用	スロベニア	139		139					関西空港

注) ※1 殺処分には、輸入者の意向によるものも含む。  
 ※2 再検査後陰性とは、摘発疾病を疑われたが係留を延長後再検査を行い、感染をひろげるおそれがないことを確認し解放されたもの。  
 ※3 回復とは、検査を行い陽性であったが係留延長期間中に回復し、伝染性疾病をひろげるおそれがないことを確認し解放されたもの。